

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第1号

平成29年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年3月22日

蓮田白岡衛生組合
管理者 中 野 和 信

1 期 日 平成29年3月29日（水）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成29年第1回定例会 会期 3月29日 1日間

応招議員（12名）

1番	鬼久保二郎議員	2番	渡辺聡一郎議員
3番	関口昌男議員	4番	高木隆三議員
5番	齋藤隆宗議員	6番	鈴木貴美子議員
7番	田中秀行議員	8番	石原富子議員
9番	木佐木照男議員	10番	中里幸一議員
11番	大倉秀夫議員	12番	船橋由貴子議員

不応招議員（なし）

平成29年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

平成29年3月29日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第1号～議案第7号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明
- 9 議案第1号の内容説明
- 10 議案第1号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第2号の内容説明
- 14 議案第2号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第3号の内容説明
- 18 議案第3号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 議案第4号の内容説明
- 22 議案第4号に対する質疑
- 23 討 論
- 24 採 決
- 25 議案第5号の内容説明
- 26 議案第5号に対する質疑
- 27 討 論
- 28 採 決

- 29 議案第6号の内容説明
- 30 議案第6号に対する質疑
- 31 討 論
- 32 採 決
- 33 議案第7号の内容説明
- 34 議案第7号に対する質疑
- 35 討 論
- 36 採 決
- 37 副管理者の挨拶
- 38 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	鬼久保	二郎	議員	2番	渡辺	聡一郎	議員
3番	関口	昌男	議員	4番	高木	隆三	議員
5番	齋藤	隆宗	議員	6番	鈴木	貴美子	議員
7番	田中	秀行	議員	8番	石原	富子	議員
9番	木佐木	照男	議員	10番	中里	幸一	議員
11番	大倉	秀夫	議員	12番	船橋	由貴子	議員

欠席議員（なし）

議長より出席要求者

中野敦一	蓮田市 みどり 環境課長	大橋浩明	白岡市 環境課長
------	--------------------	------	-------------

説明のための出席者

中野和信	管理者	小島卓	副管理者
加賀谷武憲	会計 管理者	宮野俊彦	事務局長
山崎喜紀	次長兼 リサイクル 推進課長	黒崎晃	庶務課長
齋藤晃	廃棄物 対策課長	小林秀之	施設課長

事務局職員出席者

書記	関口義明	書記	藤井勇年
書記	中太裕司	書記	齋藤芳和
書記	高橋利男	書記	塚越忍

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○高木隆三議長 3月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○高木隆三議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○高木隆三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

7番 田 中 秀 行 議員

8番 石 原 富 子 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○高木隆三議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月29日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

◎諸報告

○高木隆三議長 日程第3、諸報告をいたします。

管理者から地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分の報告がありましたので、その内容についてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

また、本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○高木隆三議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

宮野事務局長。

〔事務局長朗読〕

○高木隆三議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



◎議案第1号～議案第7号の一括上程

○高木隆三議長 議案第1号ないし議案第7号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明

○高木隆三議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。高木隆三議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げますが、その前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様のご出席を賜りまして平成29年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますこと、まことにありがたく、深く感謝を申し上げる次第でございます。また、議員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中ご参集を賜りました。蓮田市、白岡市をはじめ当組合

の進展のために多大なるご尽力を賜っておりますことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

今議会は、行政執行の要でございます平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算をはじめ、平成28年度の年度末を迎えての補正予算や法律の改正に伴う条例の改正のほか、当組合の職員定数を現状に合わせた職員数に改めるため職員定数条例の一部を改正するなど、多岐にわたる重要な議案を上程してございます。議員の皆様方におかれましては、慎重ご審議いただき、それぞれの議案についてご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。

ご審議をいただきます案件は、条例関係が5件、予算関係2件でございます。

初めに、議案第1号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法でございますが、の一部改正に伴い、特定個人情報の独自利用事務における情報連携に関する規定を加える等したいので、提案するものでございます。

続きまして、議案第2号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、介護時間の新設等をしたいため、提案するものでございます。

続きまして、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する等したいので、提案するものでございます。

続きまして、議案第4号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成28年8月8日出された人事院勧告に鑑み、職員の給与について所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

主な内容といたしましては、配偶者に係る扶養手当の額を段階的に引き下げ、子に係る手当額を段階的に引き上げるものでございます。

続きまして、議案第5号 蓮田白岡衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、施設維持管理業務の効率的な運営を進めてきたことにより、事務執行に必要な職

員数が減少したことに伴い、管理者の事務部局の職員の定数を改めたいので、提案するものでございます。

続きまして、議案第6号 平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ106万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,625万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、3款財産収入、1項財産運用収入において、施設整備基金の運用利率が当初の想定を下回ったことから減額するものでございます。

また、3款財産収入、2項財産売払収入について、古紙類の年間搬入量が予想数量を下回っており、リサイクル家具類の売却益は増加したものの、物品売払収入全体としては減額となるものでございます。

また、6款諸収入、1項預金利子につきましても、利率が低下していることから利子分の減額をするものでございます。

次に、歳出でございますが、3款衛生費、1項清掃費におきまして、ガラス類、ペットボトル処分の数量が減少していることから、業務委託料を減額するものでございます。

続きまして、議案第7号 平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億8,152万6,000円と定めるものでございまして、対前年度比では、延命化工事費用の減などにより5.3%の減となっております。

第2条につきましては、庁舎定期清掃業務委託料のほか23件の債務負担行為を設定してございます。

第3条においては、一時借入金の限度額を1億円と定めてございます。

次に、歳入につきまして申し上げます。分担金及び負担金につきましては、両市にご負担をいただくものでございます。予算全体の構成比といたしましては、70.4%でございます。予算額につきましては、11億1,319万1,000円で、対前年度比4.4%の減でございます。

使用料及び手数料につきましては、ごみ手数料及びし尿手数料を計上してございます。予算額につきましては、3億5,727万2,000円で、対前年度比2.1%の増でございます。

財産収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙などの売却益を計上してございます。

繰入金につきましては、施設整備基金繰入金として、平成29年度のごみ処理施設整備事業費の補填財源として基金から2,000万円の繰入金を計上してございます。

繰越金につきましては、前年度より1,500万円減額し、2,000万円を計上してございます。

諸収入につきましては、預金利子及び財産使用料を計上してございます。

組合債につきましては、工事費用に充てる財源として、国と県から借り入れを行うものでござい

ますが、本年度は借入れの予定はございません。

次に、歳出でございます。主なものにつきまして申し上げます。

総務費につきましては、3億3,543万5,000円で、対前年度比0.2%の増でございます。

衛生費につきましては、11億2,823万6,000円で、対前年度比5.9%の減となっております。

平成29年度の延命化事業といたしましては、粗大ごみ処理施設の破碎物搬送コンベア補修工事及び破碎機ライナー板交換工事、並びにごみ処理施設の焼却炉、これは通風設備等でございますが、補修工事費に要する費用を計上してございます。

公債費につきましては、1億1,136万円で、対前年度比13.9%の減となっております。

予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上させていただきました。

詳細につきましては、後ほど事務局から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○高木隆三議長 管理者提出議案の総括説明が終わりました。



◎議案第1号の内容説明

○高木隆三議長 日程第6、議案第1号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 それでは、議案第1号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について内容説明を申し上げます。失礼いたしますが、着座にて説明させていただきます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正に伴い、蓮田市、白岡市と同様に個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、番号法に第26条の規定が追加されたことにより、番号法の引用部分等の条ずれなどの整理を行うとともに、独自利用事務について、情報提供等記録の訂正を行った際には、法定事務と同様に条例関係情報照会者や条例関係情報提供者に対し、通知先を追加する規定を加えるものでございます。

当組合においては関係する事務等はございませんが、法律の改正に伴い、条例の改正に漏れのないように改めるものでございます。

なお、本条例は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日、平成29年5月30日から施行するものでございます。

以上で説明を終了いたします。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第1号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 12番、船橋由貴子です。議案第1号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

本議案はマイナンバー制度に伴う条例改正であり、日本共産党はマイナンバー制度に反対です。マイナンバー制度は国が国民一人一人に生涯変わらない番号をつけるもので、幅広い分野の個人情報をひもづけして利用できるようにすること自体、重大な問題点があります。本来個人に関する情報は本人以外にむやみに知られることのないようにすべきです。

マイナンバー制度によって税と社会保障の個人情報を一括管理することで、税の徴収強化や社会保障の給付抑制が狙われています。権力による国民監視や情報漏えい、なりすましなどの問題があり、不正使用や利用拡大のおそれがあります。

また、2015年10月に番号を周知する郵送作業が始まりましたが、1年がたった昨年10月現在、全国で対象となる約5,900万世帯のうち約170万世帯は通知を受け取れていませんでした。170万世帯と言えば四国4県の世帯数に匹敵します。制度開始から1年以上たっても多くの人が置き去りにされていること自体、制度の深刻な矛盾を示しています。

このマイナンバー制度はさまざまな問題があるにもかかわらず、国が拙速に導入を進めたために、何度も法律の一部改正が行われています。そのたびにそれに伴う条例改正が提案されていること自体、問題です。

以上の理由により、日本共産党は議案第1号に反対をします。

○高木隆三議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第1号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○高木隆三議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の内容説明

○高木隆三議長 日程第7、議案第2号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 それでは、議案第2号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大と介護時間の新設等が追加されたので所要の改正を行うため、蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、第8条の3及び第8条の4関係では、育児に係る早出、遅出、深夜勤務及び時間外勤務の

制限の子の範囲に「特別養子縁組の監護期間中の子」や「養子縁組里親に委託されている子等」を加えるもので、第8条の3第2項では、要介護者を介護する職員にあっても同様の制限がされるものでございます。

第15条関係では、介護休暇において、現行では通算して六月の期間内に1回とされているものを3回の期間に分割して取得が可能とするものでございます。

第15条の2は、介護するための所定労働時間の短縮措置として、介護休業と別に利用開始から最長3年間に1日2時間を超えない範囲内で介護のため勤務しないことを承認可能とするものでございます。

また、第17条関係では、休暇の種類として介護時間を追加するものでございます。

最後に、本条例の施行期日は、平成29年4月1日に施行するものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第2号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第2号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の内容説明

○高木隆三議長 日程第8、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、先ほどの議案第2号と同様、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、育児休業対象者の範囲等が変更されたことから、所要の改正を行うものでございます。

まず、第2条の2関係では、育児休業の対象となる親子関係が現行の法律上の実子、養子に加え、特別養子縁組の監護期間中の子や養子縁組里親に委託されている子等が対象とされたことから、条文を改めるものでございます。

次に、第3条、第10条につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律で定める育児休業の承認につきまして、通常は育児休業にあつては当該子が3歳に達する日まで、育児短時間勤務にあつては小学校就学までとしているところでございますが、育児休業並びに育児短時間勤務の承認を取り消された後に再度の育児休業並びに育児短時間勤務を取得できる特別の事情等を定めたものでございます。

次に、第22条につきましては、部分休業の承認として介護時間の規定を追加するものでございます。

最後に、本条例の施行期日は、平成29年4月1日に施行するものでございます。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。

◇

◎議案第3号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第4号の内容説明

○高木隆三議長 日程第9、議案第4号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 それでは、議案第4号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。

人事院において平成28年8月8日に国家公務員に係る給与の改定についての勧告が出され、一般職の地方公務員に対して支給する諸手当の額についても同様の措置を講ずる必要があるため改正するものであります。

第9条関係では、扶養手当の支給について、平成29年度から平成31年度までに段階的に引き下げる旨を規定するものです。詳しくは議案に添付しました資料をごらんいただければと存じます。

平成29年度につきましては、配偶者は1万円、子は1人当たり8,000円となり、職員に配偶者がいない子の場合は1人当たり1万円となります。

また、父母等の場合は1人当たり6,500円と同額ですが、職員に配偶者がいない父母の場合は9,000円となるものです。

平成30年度には配偶者6,500円で子は1人当たり1万円となり、父母等の場合は1人当たり6,500円となります。

平成31年度以降の配偶者は、行政職給料表の7級以下の職員は1人当たり6,500円となり、行政職給料表の8級の職員は1人当たり3,500円となるものです。

また、父母等は行政職給料表の7級以下の職員は1人当たり6,500円、行政職給料表の8級の職員は1人当たり3,500円となるものです。

最後に、本条例の施行期日は、平成29年4月1日に施行するものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第4号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 この条例の対象人数、また影響額のほう試算されていますでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 現在当組合の職員33名でありますけれども、今回の扶養手当の支給の対象とな

っている者が現在27名でございます。このうち今回の改正に合わせて増額となる、最終的に増額となる者が11名、逆に減額となる者が15名、変更がない者が1名、内訳的にはそのような形になっています。

以上です。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 金額的にはどのくらい、人数的には減る人が15人、4人ほど多いということなのですが、金額的にはどのくらい減る、見込みはいかがでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 金額的には、最初に全体の金額ですが、月に、一月で2万5,000円ほど減額になります。年間にしますと約30万とトータル的には減額という形になります。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、関口議員。

○3番 関口昌男議員 3番、関口です。

今の扶養手当の変更の問題については国でもいろいろ論議になっておりまして、これ税制との関係、自分で、税制との関係でいろいろ論議があって賛否が分かれるわけですね。そういう点で慎重に対応する必要があると思うのですが、具体的に言うと、一般的には職員との合意、要するに職員組合とか労働組合とかというところと合意をもって提案されるというのが一般的な内容なのですが、こちらではどんなふうになっているのか、ちょっと教えてください。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 当組合におきましては、労使交渉の対象となる組合の設立はございません。よって、給与改定等含めまして、蓮田市に準じまして改正をさせていただいているのが現状でございます。

○高木隆三議長 3番、関口議員。

○3番 関口昌男議員 組合がないということであれば、法的な義務はないのですが、いろいろな自治体で運用として、例えば職員の互助会だとか、一般的に代表される人たちと、労使交渉でなくても懇談というような形で話し合いをして合意を積み上げると、こういう努力をしているところもあるので、参考に意見としてですね、そういうこともあるのだということで、ぜひ努力できる場合はそんなことも検討していただきたいと、要望でございます。

○高木隆三議長 質疑ですので、要望は。

○3番 関口昌男議員 ごめんなさい、失礼しました。そうするとそれは対応はどうでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 職員組合としてはございませんが、親睦会ということで任意の団体でございますので、今後その会を通じて検討させていただきたいと思っております。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第4号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の内容説明

○高木隆三議長 日程第10、議案第5号 蓮田白岡衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 それでは、議案第5号 蓮田白岡衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。

本条例は、組合職員の管理者の事務部局の職員の定数を現行の「45人」から「35人」へ改めるものでございます。

議案の添付資料をごらんください。当組合の職員定数は、平成10年にごみ処理施設24時間運転に向け、定数を45人に増員したところでございますが、その後の施設維持管理業務の委託化等によりまして効率的な運営を進めてきたことから、職員数は平成20年以降は35人以下となり、現行の職員数は33人となっております。今後は職員の育児休業や介護休暇の取得も考慮し、管理者の事務部局の職員定数を35人に改めるものでございます。

施行日は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。

◇

◎議案第5号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第5号 蓮田白岡衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の内容説明

○高木隆三議長 日程第11、議案第6号 平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 それでは、議案第6号 平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきまして内容説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ106万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,625万3,000円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、3ページをお開き願いたいと存じます。まず、歳入でございますが、3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金におきましては、施設整備基金の運用利率について、当初0.08%を見込んでおりましたが、実運用利率を平均しますと0.03%と低利率でありましたので、減額するものでございます。

次に、2項財産売却収入、1目物品売却収入の古紙類売却につきましては、12月補正予算におきまして古紙類の単価及び数量が減少していることで減額補正をお願いしましたが、その後新聞、雑誌ともに12月補正時の予想数量をさらに下回る結果となったことから、古紙類全体で130万円を減額するものでございます。

次のリサイクル家具売却につきましては、ごみとして不用となった家具や日用品など手直ししたものをエコプラザに展示し、毎月開催しておりますリユース品抽選販売や常時販売の実績が伸びていることから、増額をお願いするものでございます。

次に、6款諸収入、1項預金利子、1目組合預金利子につきましても、資金運用における利率が低下していることから、利子分を減額するものでございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。歳出につきましてご説明申し上げます。3款衛生費、1項清掃費、2目じん芥処理費の13節委託料、ガラス類・ペットボトル処分業務委託料につきましては、ガラス、ペットボトル処分の執行見込みがつかしましたことから、不用額分を減額す

るものでございます。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第6号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第6号 平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の内容説明

○高木隆三議長 日程第12、議案第7号 平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 それでは、議案第7号 平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算の主な内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書1ページをお開き願いたいと存じます。まず第1条では、平成29年度の当初予算総額につきまして、歳入歳出それぞれ15億8,152万6,000円と定めるものでございます。

次に、第2条では、債務負担行為につきまして定めるものでございます。詳細につきましては、4ページ、5ページに記載してございますが、庁舎定期清掃業務委託費のほか23件を定めてございます。

1ページに戻りまして、第3条では、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の9ページをお開き願いたいと存じます。

まず、歳入からご説明申し上げます。1款1項1目分担金につきましては、組合規約に基づきまして、均等割25%、人口割75%に相当する額として10億3,297万円を両市にご負担をいただくものでございます。率にいたしますと、蓮田市が53.302%、白岡市が46.698%の割合となりまして、総額での対前年度比は5,203万9,000円の減、率にいたしまして4.8%の減でございます。この主な要因といたしましては、ごみ焼却施設延命化事業に係る工事費用の減によるものでございます。

次に、2項1目負担金につきましては、不燃物収集運搬に係る経費の負担金でございます。組合規約並びに条例の規定に基づきまして、1世帯につき月額140円を両市にご負担いただくものでございます。対前年度比では、蓮田市では延べ3,622世帯の増、白岡市では延べ6,331世帯の増を見込んでおります。

恐れ入りますが、次の10ページをお開き願いたいと存じます。2款1項1目使用料の1節リサイクルプラザ使用料につきましては、リサイクルプラザの研修室、会議室を利用する際の使用料でございます。

次の2節行政財産使用料につきましては、組合敷地内に設置されております電柱及び自動販売機などの土地使用料でございます。

次に、2款2項1目手数料の1節ごみ手数料に移らせていただきます。ごみ処理手数料（有料指定袋）につきましては、燃えるごみ用と燃やせないごみ用の有料指定袋の販売手数料でございます。

次の搬入ごみ手数料につきましては、直接組合に廃棄物を持ち込んだ際にいただく処理手数料で

ございます。

次の粗大ごみ処理手数料につきましては、直接環境センターに持ち込むことができない粗大ごみを各家庭までお伺いして収集する粗大ごみ処理手数料でございます。

次の一般廃棄物処理業許可申請手数料につきましては、2年ごとに更新されます廃棄物の収集運搬の許可に係る更新手数料23社分でございます。

次の医療系廃棄物処理手数料につきましては、蓮田市、白岡市内の医院、薬局などから排出される感染性廃棄物などの収集運搬処分手数料でございます。

次に、2節し尿手数料につきましては、一般家庭からのし尿汲取手数料でございまして、簡易水洗トイレや臨時の汲取り等によるし尿量目汲取処理手数料のほか、浄化槽汚泥を施設で処理するし尿処理施設使用手数料等でございます。

次に、3節情報公開手数料につきましては、公文書の開示を請求する際に費用負担が生じることから、節設定をするものでございます。

次に、11ページをごらんください。3款1項1目利子及び配当金につきましては、施設整備基金の積立金運用利子でございます。

次に、2項1目物品売払収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類などの各資源物の売却収入などがございます。資源物につきましては、単価及び数量の減により、前年度と比較して803万3,000円の減となっております。

恐れ入ります、次のページ12ページをごらんください。4款1項1目基金繰入金につきましては、施設整備事業の財源として施設整備基金の積立金の一部を取り崩すもので、焼却炉耐火物補修工事等の費用に充てがうものでございます。

次に、5款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金として2,000万円を計上しております。

次に、13ページをごらんください。6款1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金の資金運用に係る定期預金利子でございます。

次に、2項1目雑入につきましては、広報紙などへの広告掲載料及び職員の駐車場使用料のほか、雑入として、保険事務取扱手数料並びに委託業者の駐車場使用料などがございます。

次に、7款1項1目衛生債につきましては、平成29年度借り入れ予定はございません。

以上、歳入総額は15億8,152万6,000円でございます。対前年度比、額にいたしまして8,764万1,000円、率にいたしますと5.3%の減となっております。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。恐れ入ります、14ページをお開き願いたいと存じます。

1款1項1目議会費につきましては、議員報酬、旅費のほか、議員視察研修に係るバス借上料などございまして、前年度と同額の予算を計上しております。

次に、2款1項1目一般管理費につきましては、対前年度比304万8,000円の減となっております。

主な内容につきましてご説明申し上げます。1節報酬につきましては、特別職及び各審査会、審議会等の委員報酬でございます。

次のページへ移りまして、15ページ、2節給料から4節共済費につきましては、職員33名分の人件費でございます。

1つ飛びまして、7節賃金につきましては、事務補助及び収集補助としての臨時職員の雇用費でございます。

次に、9節旅費につきましては、特別職の費用弁償や職員の旅費でございます。

次に、16ページをごらんください。10節公債費から12節役務費につきましては、説明を省略させていただきます。

13節委託料につきましてご説明申し上げます。職員健康管理業務委託料につきましては、職員の定期健康診断に要する費用でございます。次の試験センター業務委託料につきましては、昇任試験及び採用試験の業務委託に要する費用でございます。

次に、3つ飛びまして、例規データベース保守管理業務委託料につきましては、例規集の追録、加除並びに例規データの保守管理に加え、例規の立案、審査等の法制支援システム運用を行う業務委託に要する費用でございます。

次に、1つ飛びまして、広報誌等作成業務委託料につきましては、年3回発行しております「環境センターだより」の作成に要する費用でございます。

次に、1つ飛びまして、ごみ分別アプリ保守管理業務委託料につきましては、ごみの出し方や分別方法、収集日程等につきまして、スマートフォンを通じ配信を行うための保守管理業務に要する費用でございます。

最後の搬入関係伝票作成業務委託料につきましては、搬入ごみ計量時に発行する計量伝票等の作成に要する費用でございます。

続きまして、17ページをごらんください。18節備品購入費につきましては、事務用の椅子6脚を購入する費用でございます。

次の19節負担金、補助及び交付金につきましては、埼玉県総合事務組合退職手当負担金のほか5件の負担金でございます。

続いて、2目財産管理費に移らせていただきます。13節委託料の説明中2行目、庁舎定期清掃業務委託料につきましては、ごみ処理施設、し尿処理施設、管理棟、リサイクルプラザ4カ所の定期清掃業務委託料でございます。

1つ飛びまして、場内環境保全業務委託料につきましては、場内の樹木剪定、消毒、除草に要する費用でございます。

次の財務書類作成支援業務委託料につきましては、総務省が進める新地方公会計制度の実施に伴い、蓮田市、白岡市と同様に当組合におきましても財務書類の作成を行い、両市の決算と連結する

ための費用並びに財務会計システムの改修に要する費用でございます。

恐れ入ります、次のページ18ページをごらんください。14節使用料及び賃借料のOA機器借上料につきましては、コピー機2台分の借上料と、粗大ごみ、指定ごみ袋の納付書発行システムの借上料でございます。

1つ飛びまして、電算事務機器借上料につきましては、職員が使用する事務用パソコンの借上料でございます。

次に、15節工事請負費につきましては、管理棟修繕工事として、管理棟屋根の北側に落雪防止のための雪どめを設置する工事費用、並びにリサイクルプラザの研修室及び会議室に音の反響を防止するため、壁面に吸音材を貼るなどの改修工事費用でございます。

次に、3目施設整備基金費、25節積立金につきましては、施設整備基金条例に基づき、当組合の施設整備に必要な財源を確保するための費用として、平成29年度においては預金利子分を基金へ積み立てする費用でございます。

次の4目公平委員会費と次の2項1目監査委員費につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、次のページ19ページをごらんください。3款1項1目清掃総務費、11節需用費の説明中2行目、燃料費につきましては、ごみ焼却施設の燃料として使用するA重油の購入費用でございます。

次の光熱水費につきましては、電気料、水道料でございまして、平成29年度は電気料の燃料調整費がマイナスで推移している現状から、前年度より1,279万円ほどの減額を見込んでおります。

次に、12節役務費の指定ごみ袋売捌手数料につきましては、指定ごみ袋の販売を取り扱いする店舗への売捌手数料でございます。

次の清掃券売捌手数料につきましては、同じく清掃券を販売する取扱店への売捌手数料でございます。

次の建築確認申請手数料につきましては、計量室改修工事に係る建築確認申請の手数料でございます。

次に、13節委託料の指定ごみ袋製作及び配送業務委託料につきましては、指定ごみ袋の製作のほか、取扱店までの配送業務を含む委託料でございます。

次の粗大ごみ収集受付及び指定ごみ袋注文受付業務委託料につきましては、インフォメーションセンターにおいて粗大ごみ収集の予約受け付けや問い合わせ、並びに指定ごみ袋取扱店からの注文受け付け業務に要する費用でございます。

次の計量受付業務委託料につきましては、当組合へ直接持ち込まれる廃棄物の計量受け付け及び手数料の徴収業務に要する費用でございます。

次の計量器保守点検業務委託料につきましては、2年ごとに行う定期検査を含む保守点検に要す

る費用でございます。

次の計量室建設設計業務委託料につきましては、ごみの持ち込み時の混雑を緩和するため、車輛動線の確保と新たに設ける計量室と計量器上部に屋根を設置するための設計等に要する費用でございます。

次の施設維持管理運転業務委託料につきましては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の運転管理に要する業務委託料でございます。

次の施設機器保守点検業務委託料につきましては、エレベーター及び自動扉の保守点検に要する業務委託料でございます。

次に、じん芥処理費につきましては、対前年度比7,103万9,000円の減となっております。この主な要因といたしましては、15節工事請負費の延命化事業に係る工事費用の減額によるものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。11節需用費の説明中3行目、薬品費につきましては、ごみ焼却時に発生する窒素酸化物、塩化水素などを中和、除去するための尿素水、消石灰などの購入に要する費用でございます。

恐れ入ります、次のページ20ページをごらんください。13節委託料の説明中2行目、燃えるごみ等収集業務委託料につきましては、行政区域内の約4万7,000世帯、3,270カ所余りの集積所に排出される燃えるごみ等の収集業務の委託に要する費用でございます。

次に、3つ飛びまして、焼却灰・ばいじん等処分業務委託料につきましては、ごみ焼却施設から発生する焼却灰やばいじん等のリサイクルまたは埋め立て処分の業務委託に要する費用でございます。

次に、委託料説明中最後のガラス類・ペットボトル処分業務委託料につきましては、ガラス類、ペットボトルのリサイクルのための中間処理の委託に要する費用でございます。

次に、14節使用料及び賃借料の庁用トラック借上料につきましては、ふれあい収集に使用する庁用車の借り上げに要する費用でございます。

次に、15節工事請負費につきましては、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の延命化工事として実施する焼却炉の通風設備等補修工事、及び破碎物搬送コンベア補修工事、並びに破碎機ライナー板交換工事のほか、焼却炉内のレンガ・キャスターを補修する耐火物補修工事等に要する費用でございます。

次に、16節原材料費につきましては、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設において、Vベルト、パッキン、フィルターなどの施設補修用部材の購入に要する費用でございます。

次に、21ページをごらんください。3目し尿処理費につきましてご説明申し上げます。11節需用費の説明中2行目の薬品費につきましては、し尿を処理する過程において汚泥を凝集させるための薬剤のほか、リンの除去やpHの調整などに必要な8種類の薬品の購入に要する費用でございます。

次の機械修繕料につきましては、し尿処理施設内の機械の整備に要する費用でございます。

次に、13節委託料につきましては、し尿収集業務委託料は、汲取り式トイレのし尿を収集する委託料でございます。

次のし尿処理施設清掃業務委託料につきましては、し尿を貯留する各槽内にたまってしまふ沈殿物を清掃除去する業務の委託料でございます。

次のし尿処理施設環境測定業務委託料につきましては、法令に基づき、し尿放流水や脱水汚泥の成分を測定する業務の委託料でございます。

次の脱水汚泥処分業務委託料につきましては、し尿の処理過程で発生する脱水汚泥を堆肥にリサイクルするための業務委託料でございます。

次のし尿処理施設精密機能検査業務委託料につきましては、法令に基づき、し尿処理施設の機能状況等について精密な検査を実施する業務の委託料でございます。

次に、4目リサイクル促進料につきましては、エコプラザまつり等のイベントで使用する消耗品及びリサイクルプラザ運營業務費用等として、対前年度比41万円の増となっております。

主な内容についてご説明申し上げます。8節報償費につきましては、リサイクルプラザ事業として予定している体験講座における講師謝礼でございます。

次に、11節需用費の消耗品費は、エコプラザで販売するし尿汚泥からつくられた汚泥再生肥料の購入などに要する費用でございます。

次に、13節委託料のリサイクルプラザ運營業務委託料につきましては、エコプラザの窓口受付業務や家具等の補修業務の委託料のほか、毎年開催しておりますエコプラザまつりにつきましては、開催時間を延長してイベント内容を拡大することを予定しておりますが、これに伴い駐車場への誘導警備員を配置するための費用や、来場した子供たちに楽しんでもらえるよう、小動物とのふれあいコーナー設置に係る費用を計上させていただいております。

恐れ入りますが、次のページ22ページをごらんください。4款公債費、1項1目元金の23節償還金、利子及び割引料につきましては、ごみ焼却施設耐火物補修工事1件、ごみ処理施設改造事業2件、ストックヤード整備事業4件、ごみ焼却施設延命化事業3件の計10件に対する地方債元金でございます。

2目利子につきましては、ごみ焼却施設耐火物補修工事1件、ごみ処理施設改造事業2件、ストックヤード整備事業4件、ごみ焼却施設延命化事業8件、計15件に対する地方債利子でございます。

最後の5款予備費につきましては、前年同額を計上させていただきました。

23ページ目から36ページまでには、それぞれ給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を掲載してございますので、ご参照いただければと存じます。

以上で議案第7号 平成29年度一般会計予算の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第7号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 10ページの2款使用料及び手数料、2項手数料、1目手数料の中のごみ手数料で、昨年度の予算では官公庁ごみ収集手数料5万5,000円という項目があったのですが、本年度29年、計上されていない理由を聞かせてください。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 ただいまのご質問ですけれども、官公庁のごみ収集手数料につきましては、以前は市役所を含めます公共施設数十カ所、当組合と協定書を結びまして、月額で約1,500円の手数料で収集しておりました。しかし、公共施設ですので、両市からいただいております分担金でそれを賄うということで、平成23年の10月以降協定書の更新をしないということで、順次分担金で対応するようになってきました。本年の29年3月をもって官公庁のごみ収集手数料全て協定書の期限を迎えますので、平成29年度以降についてはこちらの予算を計上しておりません。

以上でございます。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 昨年度で対象だった施設というのはどこですか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 今年度でよろしいでしょうか。

○12番 船橋由貴子議員 28年度。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 蓮田市で2件です。環境学習館、コミュニティセンター、それから白岡市で1件、老人福祉センターでございます。

以上です。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 指定管理のところだと思うのですが、その指定管理がもしまた市直営に戻った場合は、また別なのか、済みません、どういう扱いになるのでしょうか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 市の直営に仮に戻った場合には、公共施設ですので、分担金のほうでお願いさせていただきますので、一集積所と同じように当組合で収集に伺います。

以上です。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 12ページの4款繰入金、1項基金繰入金、基金繰入金、施設整備基金のことが出ているのですけれども、そちら27年度決算も予算も100万円ということだったのですけれども、28年度予算も29年度の予算も2,000万円ということで、この金額の大きな違いというのはどうということなのでしょう。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 ただいまご質問の基金の繰入金でございますが、基金繰入金の設定につきましては、当初予算の設定で両市の財政当局といろいろ議論させていただいて、この基金に当たっては、新炉建設へ向ける部分と、それから現在現存する施設の機器補修に充てる部分2通りに運用先がございます。今回焼却炉の補修工事、それから破碎機コンベアの補修工事、これらにあって基金の財源を充てて補修を行うという財政との協議が調いましたので、2,000万円の計上をさせていただいているところでございます。以前は新炉建設部分のみの積み立てしか目的基金で持っておりませんでしたので、新たに施設整備の部分の基金という余剰の部分がございますので、前回は数字的には計上ができていなかったというところでございます。

○高木隆三議長 12番、船橋由貴子議員。

○12番 船橋由貴子議員 この施設整備基金について、以前は毎年2,500万円ほど積み立てをしていたということを伺っていたと思うのですけれども、現在の基金残高がその目標まで順調に積み上がってきているのかどうか、お尋ねします。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 今の基金残高を申し上げます。1億6,017万2,271円でございます。当初新炉建設部分の目標額に毎年2,500万円を加味しますと、新炉部分については5年間の積立で1億2,500万円となっているわけですので、差し引きの3,500万円ほどは施設整備のほうに充てがえる金額というふうになります。

○12番 船橋由貴子議員 わかりました。了解。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

7番、田中秀行議員。

○7番 田中秀行議員 7番、田中秀行です。

13ページの6款諸収入、1目組合預金利子で、当初予算で、額としては非常に少ないですけれども、これ預金利子の利率何%で見込んでいるのでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 現在の定期預金の利率が0.01%、よくて0.015%という水準でございます。昨

年度当初は0.04という数字を提示されておりましたが、現在はこのような状況です。

○7番 田中秀行議員 了解しました。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

7番、田中秀行議員。

○7番 田中秀行議員 7番、田中秀行です。

17ページの2款総務費の2目財産管理費、委託料、財務書類作成支援業務委託料として386万7,000円計上されていますけれども、ちょっと説明が、先ほど事務局長のほうから説明で、財務書類作成に充てるということでしたけれども、この委託料に含まれているその業務内容というのを具体的にちょっと答弁いただいていいですか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 今回の業務内容につきましては、319万6,000円ほどの金額をお願いしておりますが、中身は大きく分けて2通りございます。まず1つが財務書類作成支援業務ということで、財務書類作成の支援、あくまでも支援という形のものでございます。それから、固定資産台帳の作成、それから公会計支援システムを導入する費用ということで支援業務委託が196万5,000円ほど予算計上しております。

また、もう一つが財務連携システム改修ということで、両市の財政当局との連結決算、決算について連結をするということですので、そのシステムをお願いする費用が123万1,000円ほど計上させていただきます。

以上が内訳でございます。

○高木隆三議長 7番、田中秀行議員。

○7番 田中秀行議員 そうすると、財務諸表自体は新公会計制度に合わせて財務諸表の作成は職員さんで作成するということですね。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 そのとおりでございます。

○7番 田中秀行議員 了解しました。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

7番、田中秀行議員。

○7番 田中秀行議員 7番、田中秀行です。

ちょっと戻りまして、9ページの1款分担金及び負担金のところでちょっとお聞きしたいのですが、これ前年対比で、パーセンテージで見ると約2%の増額で当初予算計上しているのですが、ごめんなさい、ちょっと事務局長のさっき話の中で、白岡市さんと蓮田市、それぞれ人口、負担金に相当する人口の予想金額、予想人数ですか、人口、言っていました。もう一回ちょっと答弁してもらっていいですか。

○高木隆三議長 宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 負担金の世帯ですね。あくまでも対前年度比、延べ世帯なのですから、蓮田市が延べ3,622世帯の増、白岡市では延べで6,331世帯の増を見込んでいるということです。

○高木隆三議長 7番、田中秀行議員。

○7番 田中秀行議員 そうすると、これもちょっとお聞きしたいのですけれども、10ページの10ページ、2款使用料及び手数料、1目手数料、そのうちのごみ処理手数料、有料指定袋ですね、こちらのほうの当初予算として上げている前年対比どれぐらいの伸びで見込んでいますか、計上していますか、数字を。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 予算にしまして平成29年度は約226万円ほど減を見込んでおります。

○高木隆三議長 7番、田中秀行議員。

○7番 田中秀行議員 ちょっといいですか、226万円、ごみ処理手数料です。ごみ処理手数料の有料指定袋のところ、本年度当初予算として考えているのが226万円の減で予算計上して、予算というか、提出しているということですか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 今年度と29年度比較しまして約226万円の減でございます。

○高木隆三議長 7番、田中秀行議員。

○7番 田中秀行議員 そうすると、ちょっと、数字が合わないのですけれども、では負担金のところで、先ほど言った、私、負担金のところでプラス約2%、要は白岡市さんと蓮田市でプラス2%ぐらいの世帯数の増額見込んでいると。なおかつ、でも、一方で、その手数料収入のところでごみ処理手数料は226万の減というのはちょっとどうなのかな。

何を言いたいかといったら、これ、結局その補正を後で組めばいいという話ですけれども、当初予算ですから、もうちょっと精査してこれいいのかなと思うのですけれども、どうですか、その辺。人口がプラス2%でふえているのに、ごみ処理手数料が低く見込んでいるというのはどういった観点で見込んだのですか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 昨年度までは1世帯当たりの負担からそれに世帯数を乗じた額で予算計上させていただきました。29年度につきましては、今年度12月に減額補正している関係もございまして、29年度以降につきましては、今までの実績から29年度予算を計上させていただくことに変更させていただきました。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第7号 平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時17分

○高木隆三議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○高木隆三議長　ここで、副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

小島副管理者。

○小島　卓副管理者　それでは、議長のお許しをいただきましたので、閉会前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございました。また、ご提案を申しあげました議案につきましては、慎重ご審議の上、ご可決を賜り、まことにありがとうございました。

当組合のごみ処理施設、粗大ごみ処理施設の延命化工事も着実に進んでおり、各施設とも順調に稼働をしているところでございます。今後におきましても市民生活に支障を来すことのないよう、適切な施設の維持管理に努めてまいりますので、議員の皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、職員とともに職務に精励してまいりたいと存じます。

議員の皆様のご今後のご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。



◎閉会の宣告

○高木隆三議長　以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて平成29年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午前10時19分